

# 羽村駅西口土地区画整理事業 事業計画を変更しました

問合せ 区画整理管理課管理係⑨ 280

羽村市が施行する福生都市計画事業羽村駅西口土地区画整理事業の事業計画を平成26年12月17日付で変更しました。

事業計画とは、土地区画整理事業のあらましとして、施行地区、設計の概要、事業施行期間および資金計画を定めたもので、今回は第2回の変更となります。

## 変更の理由

羽村駅西口土地区画整理事業の骨子となる換地設計（※）の作成にあたっては、平成20年2月の第1次換地設計案の発表から二度の見直しを行い、計49回の土地区画整理審議会での審議を経て、平成25年8月13日付で施行者羽村市として換地設計案を作成し決定しました。

この換地設計案に基づき、これまでの事業計画で定めていた道路や公園などの配置を見直し、これに伴う設計の概要および資金計画の変更を行ったものです。

（※）換地設計…従前地に対してどのような換地（新たに組み替えられた土地）を定めたらよいか、換地設計基準に基づき換地の設計を行うこと。

## 換地設計案決定から事業計画変更に至るまでの経緯

平成25年8月13日	施行者羽村市として換地設計案を作成し決定しました。
平成25年11月5日～18日	事業計画変更案を縦覧に供しました。
平成25年11月5日～12月2日	東京都による意見書の受付が行われました。（539名の意見書提出、350名の口頭陳述の申し出）
平成26年5月15日	第205回東京都都市計画審議会において意見書の審査および口頭陳述の聴取に関する審議が行われました。審議結果：意見書の審査⇒継続審議、口頭陳述⇒実施
平成26年6月11日～13日、15日	東京都による口頭陳述が開催されました。（208名の口頭陳述）
平成26年11月18日	第207回東京都都市計画審議会において意見書の審査が行われました。審議結果：意見書の審査⇒不採択
平成26年11月26日	東京都都市計画審議会の審査結果を踏まえ、都知事への認可申請を行いました。
平成26年12月15日	都知事の認可を受けました。
平成26年12月17日	羽村市として事業計画変更を決定し告示しました。

## 事業計画の長期縦覧

事業計画変更図書（設計の概要）は、市役所2階区画整理管理課または羽村駅西口土地区画整理事務所（区画整理事業課）で縦覧できます。

## 主な変更の内容

変更の項目		変更前	変更後	増減
整理後の地積	公共用地			
	道路	12万3,918.90㎡	12万5,296.36㎡	1,377.46㎡
	公園	1万4,841.00㎡	1万6,567.12㎡	1,726.12㎡
	緑地	3,490.00㎡	3,423.00㎡	▲67.00㎡
	計	14万2,249.90㎡	14万5,286.48㎡	3,036.58㎡
	宅地	28万713.74㎡	27万7,677.16㎡	▲3,036.58㎡
	保留地	1,000.00㎡	1,000.00㎡	—
	合計	42万3,963.64㎡	42万3,963.64㎡	—
	減歩率	22.27%	21.75%	▲0.52ポイント
	資金計画（総事業費）	355億円	370億円	15億円

## 事業計画変更（第2回変更）後の設計図



# 平成27年度住民税の税制改正など

問合せ 課税課市民税係 ☎ 162

平成27年度から適用される個人住民税（市民税・都民税）、軽自動車税および法人市民税の税制改正は、次のとおりです。

## 住宅ローン控除対象期間の延長および控除限度額の拡充

住民税における住宅ローン控除は、平成25年度の税制改正により、左表のとおり改正されました。

### ■ 住民税における住宅ローンの控除

*控除対象となる居住年	平成26年1月から平成29年12月までに居住した方【4年間延長されました】	
控除対象となる方	所得税の住宅ローン控除を受け、所得税において控除しきれなかった住宅ローン控除可能額がある方	
控除額  右の1、2のいずれか少ない金額	1	所得税の住宅ローン控除可能額のうち、所得税において控除しきれなかった額
	平成26年1月～3月に居住した方	所得税の課税総所得金額等の額に5%を乗じて得た額 (限度額 97,500円 市民税 58,500円、都民税 39,000円)
	*平成26年4月～平成29年12月に居住した方	所得税の課税総所得金額等の額に7%を乗じて得た額 (限度額 136,500円 市民税 81,900円、都民税 54,600円) 【新たに拡充されました】

\*印の部分が、改正により延長および拡充された部分です。

平成26年以降に入居し、初めて住宅ローン控除を受ける方は、青梅税務署への確定申告が必要です。詳しくは、青梅税務署 ☎ 0428-22-3185へ問い合わせてください。

## 上場株式等の配当および譲渡所得に係る軽減税率の廃止

これまで上場株式等の配当および譲渡所得には軽減税率が適用されてきましたが、平成25年12月31日で廃止となりました。平成26年から本則税率が適用されています。「特定口座年間取引報告書」などで確認してください。また、これに伴い確定申告を選択した場合に住民税の所得割から控除される配当割・株式譲渡所得割についても変更となります。

□上場株式等の配当・譲渡所得を確定申告した場合の注意事項

- ①合計所得金額に算入され、所得金額が増えることで、配偶者控除や、扶養控除が受けられなくなる場合があります。
- ②源泉（特別）徴収された住民税（配当割・譲渡所得割）は翌年度の住民税所得割額から差し引かれます。引ききれなかった場合は住民税均等割額への充当や還付の対象となりますが、所得金額が増えることによって国民健康保険や後期高齢者医療制度、介護保険の保険料（料）や負担割合に影響することがあります。十分注意してください。

### ■ 上場株式等の配当および譲渡所得に係る税率

	平成25年12月31日まで (軽減税率)		平成26年1月1日から (本則税率)	
	所得税率	住民税率	所得税率	住民税率
源泉徴収口座以外 (確定申告が必要)	7%	3%	15%	5%
源泉徴収口座 (確定申告は任意)	7%	3% (配当割・譲渡所得割)	15%	5% (配当割・譲渡所得割)

③配当所得を総合課税で申告した場合、所得税は累進税率が適用されます。  
※平成25年から49年まで基準所得税に2.1%を乗じた額（復興特別所得税）が加算されます。